

《令和元年10月からぼろーどの広告板使用料等が変わります。》

～ 消費税および地方消費税の税率の引き上げに伴い、
10月以降の申請分から広告板使用料等が変更となります。～

【広告板使用料・広告板設置使用料】

単位：円

区 分	使 用 料			新料金
	広告物のサイズ	単 位	現行料金	
(1) 秋田市が設置済みの広告板を使用する場合	日本産業規格A列1番	1面1月につき	10,800	11,000
(2) 新たに広告板を設置する場合	日本産業規格B列1番	1区画1月につき	7,560	7,700
	日本産業規格B列2番	1区画1月につき	3,780	3,850
	日本産業規格B列0番を超える案内広告板 ※	1面1月につき	15,120	15,400

※ ポスターその他広告物を掲示するための広告板で、当該広告板に掲示される内容に秋田市の施設の案内が含まれるものをいう。